

所管：国土交通省		会計：自動車安全特別会計		組織又は勘定：自動車検査登録勘定		【基本(実施)計画(26年3月策定)に対応するもの】																																																	
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																																					
		(項) (事項)																																																					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)										
17	◆																		◆																																				
		独立行政法人自動車技術総合機構運営費(新規(一部組み替え))																																																					
		独立行政法人自動車技術総合機構運営費交付金に必要な経費(主要経費95)																																																					
17	◆																		◆																																				
		独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費(新規(一部組み替え))																																																					
		独立行政法人自動車技術総合機構施設整備に必要な経費(主要経費95)																																																					
		業務取扱費																																																					
	×	業務取扱いに必要な経費(主要経費95)																																																					
5	●					●																																																	
		車両の環境対策に必要な経費(主要経費95)																																																					
17	●																		●																																				
		車両の安全対策に必要な経費(主要経費95)																																																					
	×	施設整備費																																																					
		施設整備に必要な経費(主要経費95)																																																					
17	◆																		◆																																				
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費(前年度限り)																																																					
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費交付金に必要な経費(主要経費95)																																																					
17	◆																		◆																																				
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費(前年度限り)																																																					
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備に必要な経費(主要経費95)																																																					
	×	予備費																																																					
		予備費(主要経費98)																																																					

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：国土交通省		会計：自動車安全特別会計		組織又は勘定：空港整備勘定					【基本（実施）計画（26年3月策定）に対応するもの】										
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		5					6				7	8					
		(項)	(事項)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)
14	●	空港等維持運営費		●															
		空港等の維持運営に必要な経費（主要経費43）																	
24	●	空港整備事業費												●					
		空港整備事業に必要な経費（主要経費43）																	
24	●	北海道空港整備事業費												●					
		空港整備事業に必要な経費（主要経費43）																	
24	●	離島空港整備事業費												●					
		空港整備事業に必要な経費（主要経費43）																	
		奄美群島空港整備事業に必要な経費（主要経費43）																	
24	●	沖縄空港整備事業費												●					
		空港整備事業に必要な経費（主要経費43）																	
24	●	航空路整備事業費												●					
		航空路整備事業に必要な経費（主要経費43）																	
27	●	地域公共交通維持・活性化推進費																	●
		地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費（主要経費95）																	
	×	空港等整備事業工事諸費																	
		空港等整備事業工事諸費に必要な経費（主要経費43）																	
24	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入																	◆
		一般会計へ繰入れに必要な経費（主要経費20）																	
24	◆	国債整理基金特別会計へ繰入																	◆
		国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費（主要経費20）																	
24	◆	復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入（前年度限り）																	◆
		復興事業等の財源の東日本大震災復興特別会計へ繰入れに必要な経費（主要経費95）																	
	×	予備費																	
		予備費（主要経費98）																	

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
 会計：東日本大震災復興特別会計
 組織又は勘定：北海道開発局

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	1		2						3	4				5				6				7	8				9				10				11		12	13						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)
	×	北海道農業生産基盤保全管理・整備事業工事諸費																																											
		北海道農業生産基盤保全管理・整備事業工事諸費に 必要な経費（前年度限り） (主要経費 46)																																											

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)